

【気候変動等対応品種法案と農業・種苗生産の基盤確保】

1. 国内採種基盤の維持と基本方針・各計画への明記

【法案のポイント】

気候変動に対応する「重要品種」の育成と種苗生産を振興するため、国の基本方針や事業計画等に基づき、農地の集団化や施設整備等を支援する。

【政府に求めること】

重要品種を開発しても国内で安定的に採種できなければ農家に届かない。国の基本方針に国内採種基盤の重要性と支援の必要性を明記し、重要品種育成事業計画や都道府県の基本計画にも確実に反映させること。

2. 交配用ミツバチ不足を種苗生産上の重大課題として位置付けること

【現状の課題】

イチゴ、メロン、タマネギ等の農産物生産・種子生産で、猛暑やダニ被害等による交配用ミツバチ不足が深刻化しており、重要品種の安定的な種苗生産にも影響が及んでいる。

【政府に求めること】

ミツバチ不足を単なる養蜂振興ではなく「種苗生産と食料安全保障を支える基盤課題」と位置付け、種苗会社、養蜂家、地方自治体、農研機構等の連携により、需給把握、供給調整、ダニ防除、人材育成、代替技術研究を一体で進めること。

3. 新品種開発における花粉媒介昆虫との適合性評価

【現状の課題】

高温耐性等の新品種を迅速に開発しても、花粉量、蜜量、花の形質等の変化により、ミツバチ等が訪花・受粉しにくければ、採種や生産の現場で十分に活用できない。

【政府に求めること】

新品種開発時に、収量、品質、耐性等に加え、ミツバチ、マルハナバチ、マメコバチ等との適合性を確認し、基本方針、研究開発指針又は普及段階のガイドラインを通じ、花粉量、蜜量、花の形質、推奨される花粉媒介昆虫等の情報を現場に提供すること。

4. 蜜源植物・緑肥作物への支援を農政上の支援体系に位置付けること

【現状の課題】

ミツバチ不足の背景には地域の蜜源不足もある。養蜂家の努力だけでは蜂群維持に限界があり、農地、公共施設、河川敷、法面等を含む地域ぐるみの蜜源環境整備が必要である。蜜源植物は支援単価が低く活用が広がりにくい一方、ヘアリーベッチ等は緑肥として地力向上にも資する。

【政府に求めること】

蜜源植物・緑肥作物を、花粉交配用ミツバチの餌源確保、地力向上、化学肥料低減、生物多様性、耕作放棄地対策に資する取組として評価し、水田政策の見直しを踏まえ、環境直接支払や養蜂等振興強化推進事業等を組み合わせて国が支援すること。

5. 農薬・ドローン散布の安全評価と見直しプロセス

【現状の課題】

大型ドローンによる高濃度農薬散布、収穫後に開花した作物や切株への訪花、残留農薬の影響について、養蜂現場から強い懸念が示されている。

【政府に求めること】

農薬の再評価において、散布方法や一時的な高濃度被曝の可能性を含め、養蜂現場や専門家の科学的知見を継続的に反映すること。評価後に新たな知見や科学的根拠のある異議が示された場合には、速やかに運用を見直すプロセスを明確化すること。

【種苗法改正による権利保護と現場負担の軽減】

6. 制度改正の位置付けと改正後の検証

【政府の改正事項】

令和2年改正による海外持出制限、自家増殖の許諾制等につき、出願中品種の海外流出、輸出目的保管、侵害立証、損害額算定等の課題に対応するため、存続期間延長、出願中の輸出差止め、輸出目的保管への効力拡張、損害額算定・名称推定等を整備する。

【政府に求めること】

令和2年改正による改善点と残された課題、今回改正の具体的な立法事実を明らかにすること。改正後は、品種登録件数、海外出願件数、侵害対応件数、ロイヤルティ収入等の客観的指標に基づき、効果を定期的に検証・公表すること。

7. 育成者権の存続期間延長と育種投資の回収

【政府の改正事項】

新品種育成や産地形成に長期間を要する実態を踏まえ、育成者権の存続期間を現行25年から35年、永年性植物は30年から40年に延長し、既存の登録品種にも適用する。

【政府に求めること】

期間延長による投資回収効果と新品種育成インセンティブを明らかにするとともに、出願費用、海外出願費用、侵害対応費用、許諾契約管理等の負担が重い中小育成者や自治体に対し、費用支援や専門家相談等を組み合わせた支援制度を講じること。

8. 輸出目的保管への育成者権効力拡張と実務フロー

【政府の改正事項】

海外持出制限の届出をした登録品種について、譲渡後であっても、海外持出制限国への輸出を目的として倉庫等に保管する行為に育成者権の効力を及ぼし、輸出前段階から流出を抑止する。

【政府に求めること】

「輸出目的保管」の判断基準、必要な証拠、相談窓口、関係機関との連携を具体化すること。購入代行、倉庫、物流、ECプラットフォーム、税関等を含め、行政措置、民事差止め、刑事対応の関係を整理した実務フローを示すこと。

9. 登録品種名で販売された種苗に関する推定規定

【政府の改正事項】

登録品種の名称を使用して譲渡、貸渡し等がされた種苗について、育成者権侵害訴訟上、実物の入手や栽培試験を要せず、当該登録品種の種苗であると推定し、育成者権者の立証負担を軽減する。

【政府に求めること】

登録品種名、流通名、商品名、商標名が混在する現場で制度が適切に機能するよう、それらの関係と推定規定の適用範囲を明確にすること。品種登録データベースや表示制度を整備し、侵害警告・訴訟時に専門家を活用できる旨をQ&Aやガイドラインに示すこと。

10. 損害額算定の強化と無断利用の抑止

【政府の改正事項】

育成者権者の利用能力を超える侵害数量についても許諾料相当額を損害額に加算できるようにするとともに、侵害があったことを前提として、通常の許諾料相当額より高い額を損害額として認定できるようにする。

【政府に求めること】

損害額算定強化による抑止効果を明らかにすること。品種価値、ロイヤルティ相場、海外ライセンス契約、ブランド価値、侵害数量、販売地域等を適切に評価できるよう、専門家意見、相談窓口、証拠整理、費用支援を含む実効的な権利行使支援を整えること。

11. ミツバチによる自然交雑の責任範囲とQ&Aによる萎縮防止

【現状の課題と懸念】

ミツバチは数km飛び回るため、登録品種と他品種との間の自然受粉・花粉交雑を人間が完全に管理することは困難である。知財保護の強化により、養蜂家や農家が意図しない自然交雑まで権利侵害の責任を問われるのではないかと不安がある。

【政府に求めること】

養蜂家が管理できない野外の自然受粉・花粉交雑については、通常、育成者権侵害の対象とはならないとの考え方を確認し、種苗事業者、農業者、養蜂家に誤解や萎縮が生じないように、通知又は少なくともQ&A等で明確に示し周知すること。